全国トース技術研究組合 規約

総則

- 第1条 技術研究組合法第13条第1項の規定により決定された全国トース技術研究組合定 款第39条(規約)の条文により、本組合の運営において必要な事項を以下の項目に おいて規約で定める。
 - ① 総則に関する規約の設定及び補足
 - ② 組合員に関する規約の設定及び補足
 - ③ 特許権に関する規約の設定
 - ④ 加盟社に関する規約の設定
 - ⑤ 組合事務局に関する規約の設定
 - ⑥ 会議に関する規約の設定及び補足
- 1 総則に関する規約の設定及び補足

(事業)

- 第2条 本組合は全国トース技術研究組合定款第1条で定められた事業における補足事項に関 し、以下の内容を補足する。
 - ① 学術組合員による加盟社への講義及び、学術試験の遂行
 - ② 組合の研究に関する普及啓蒙活動
 - ③ 組合の持つ特許に関する通常実施権の運用及び、ノウハウ使用許諾契約の運用
- 2 組合員に関する規約の設定及び補足
- 第3条 本組合における全国トース技術研究組合定款第2章 組合員 第5条(加入)における 補足事項に関し、以下の内容を補足する。
 - ① 本組合に新たに加入しようとする企業は、特許通常実施権設定及びノウハウ使用 許諾契約書と秘密保持契約書を締結しなければならない。
 - ② 前項1の契約を締結した企業は、組合の発行する加盟社証を受領した後、本組合 に加盟社として組合に加入することができる。
 - ③ 加盟社となった企業は、本組合の承諾で、企業組合員になることができる。
- 3 特許権に関する規約の設定
- 第 4 条 本組合の行う研究に関係する特許及び特許に属さないノウハウ(技術秘訣)に関し 以下の条文を定める。

(特許に関する通常実施権の取得)

第5条 本組合は、前条の目的の達成のために、研究及び事業に関係する特許庁により開示された特許に関して、特許権利者と専用実施権契約を締結し、次の特許に関する通常

実施権の締結権利を有する。

- ① 特許第 3649657 号(土壌改良方法)の専用実施権
- ② 特許第 4266809 号(地下貯水構造・樹脂製)の専用実施権
- ③ 特許第 4785817 号 (舗装構造・路盤) の専用実施権
- ④ 特許第5720030号(防草工法・地被類)の専用実施権
- ⑤ 特許第5714304号(法面構造・吹付)の専用実施権
- ⑥ 特許第6404170号(土木用資材製造方法)の専用実施権
- ⑦ 特許第 6394851 号 (舗装構造・土のう) の専用実施権
- ⑧ 特許第5478934号(地下貯水構造・コンクリート)の専用実施権
- ⑨ 特許第 5769999 号 (舗装構造・路床) の専用実施権
- ⑩ 特許第 5430110 号(グラウンド再生工法)の専用実施権
- ⑪ 特許第 5349949 号 (グラウンド) の専用実施権
- ② 特許第 4125066 号(地面の排水構造の施工方法)の専用実施権

(特許に関する通常実施権取得後の制約)

- 第6条 通常実施権を有した者は、独自で考案した工法名称及び、施工方法等は、事前に本組 合に報告し、了承を得ること。
- 4 加盟社に関する規約の設定
- 第7条 本組合の行う研究を直接又は、間接的に事業に利用することのみを目的とする者を組 合員とは別に、「加盟社」と定義する。
- 5 組合事務所に関する規約の設定
- 第8条 本組合は事務手続きを速やかに実行、通達するため、全国トース技術研究組合定款 第1章 総則 第3条の事務所に事務所員を配置し、事務所の事務手続き及び運営上の 全般の管理を行うものとして事務局長を、又、実務を速やかに行うために事務職員を 配置する。
- 第9条 事務局長及び事務職員は、組合の規定する就業規則に則り、就業するものとする。 又、採用・退職に関しては、専務理事が管理し、理事長名において任命する。
- 6 会議に関する規約の設定及び補足
- 第10条 全国トース技術研究組合定款 第5章 会議 に関して、以下の項目に関し補足する。
 - ① 三役会の設定
 - ② 理事会に関する補足

(三役会の設定)

第 11 条 本組合における理事長・専務理事・常務理事の三役で行われる会議を三役会とし、 三役会で決議される事項は、原則として全国トース技術研究組合定款 第 31 条の 各項にあてはまらないものとするが、運営上緊急を要する決議事項の決定は、する ことができる。尚、その結果は各理事に報告をする。

三役会の決議は出席を要するものではないが、電磁的記録等で議事録を作成し、これに署名する。

但し、前述の緊急を要する決議事項は第 33 条の特別の決議の各項目を除くものと する。

- 第12条 組合は全国トース技術研究組合定款 第27条の理事会の議事録に関して、理事会の 日から5年間議事録等の写しを事務所に備え置かなければならない。
- 附則 本規約は、全国トース技術研究組合定款第31条(総会の決議事項)第2項及び、 第32条第4項に則り、総会により決議されたものである。

この規約は、総会決議された令和3年3月29日より施行する。